第二十九条第一項中「及び第三項」を削り、同条第二項中「、その主たる事務所又は本店の所在地においては」を削り、「従たる事務所又は支店」を「主たる事務所又は本店」に改め、「は三週間以内に」を削り、同条第三項中「及び第三項」を削り、第三十条第一項中「、その主たる事務所又は本店の所在地においては」を削り、「従たる事務所又は支店」を「主たる事務所又は本店」に改め、「は三週間以内に」を削り、同条第二項中「及び第三項」を削り、第三十一条第一項中「及び第三項」を削り、同条第二項中「、その主たる事務所又は本店の所在地においては」を削り、「従たる事務所又は支店」を「主たる事務所又は本店」に改め、「は三週間以内に」を削り、同条第三項中「、その主たる事務所の所在地においては」を削り、「従たる事務所」を「主たる事務所」に改め、「は三週間以内に」を削り、同条第四項中「及び第三項」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。

（独立行政法人等登記令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第三条の規定による独立行政法人等登記令の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（組合等登記令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第四条の規定による組合等登記令の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（地方住宅供給公社法施行令等の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「第十九条」を「第十八条」に改める。

一　地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）第二条第一項第二十九号及び第二項の表登記手数料令第十九条の項

二　地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）第十条第一項第二十四号及び第二項の表登記手数料令第十九条の項

三　公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）第九条第一項第十六号及び第二項

四　広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）第九条第一項第五号及び第二項

五　抵当証券法施行令（平成三年政令第三百四十号）第八条第三項

（公証人手数料令の一部改正）

第五条　公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の二中「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

総務大臣　金子　恭之
法務大臣　古川　禎久
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

特許法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年七月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十号

特許法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）附則第一条第四号及び第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

特許法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は令和四年十月一日とし、同条第五号に掲げる規定の施行期日は令和五年四月一日とする。

経済産業大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　岸田　文雄

特許法等関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年七月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十一号

特許法等関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、並びに特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百九十五条第二項、実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第五十四条第二項、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第六十七条第二項並びに商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第六十八条の三十第一項及び第七十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表中第十九号を第二十号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　特許法第三十六条の二第六項、第四十一条第一項第一号括弧書、第四十三条の二第一項（同法第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第百十二条の二第一項、第百八十四条の四第四項又は第百八十四条の十一第六項の規定により手続をする者（その責めに帰することができない理由によりこれらの規定による手続をすることとなつた者を除く。）	一件につき二十一万二千百円

第一条第三項中「第十八号」を「第十九号」に改め、同項第一号中「前項の表第十六号」を「前項の表第十七号」に改め、同項第二号中「前項の表第十七号」を「前項の表第十八号」に改める。

第二条第二項の表中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　実用新案法第八条第一項第一号括弧書、同法第十一条第一項において準用する特許法第四十三条の二第一項（実用新案法第十一条第一項において準用する特許法第四十三条第三項において準用する場合を含む。）、実用新案法第三十三条の二第一項若しくは第四十八条の四第四項又は同法第四十八条の十五第二項において準用する特許法第百八十四条の十一第六項の規定により手続をする者（その責めに帰することができない理由によりこれらの規定による手続をすることとなつた者を除く。）	一件につき二万千八百円

第二条第三項中「同表第十号」を「同表第十一号」に改める。